

令和 7 年度 奈義町育英金奨学生募集要項

1. 目的

- 経済的理由で就学が困難な学生に対する育英金貸付制度です
- 奨学生の皆さんが将来、地元で活躍されることを願って、町が行う制度です

2. 申込資格（次のいずれにも該当する方）

- 奈義町に保護者等が居住する学生
- 学校教育法に定める大学（短期大学、大学院を含む。通信は除く）又は専門学校に在学する学生

3. 貸付額

月額 50,000 円以内（年額上限 600,000 円）、無利子

4. 選考方法

奈義町育英金審査委員会の審査により選考します。

5. 育英金の貸付期間

貸付決定の日の属する年度からその人の在学する学校の最短修業年限の終期まで。

6. 育英金の交付

育英金は、3 ヶ月分を年 4 回に分けて申請者に直接交付します。

7. 申込方法

提出書類

- ① 奈義町育英金貸与申請書兼奨学生調書（様式第 1 号）
- ② 前年度在籍校の成績証明書
- ③ 在学証明書(令和 7 年 4 月 1 日以降に発行したもの)
- ④ 本人及び学資等負担者の住民票謄本(続柄がわかるもの)
- ⑤ 学資等負担者の世帯全員の所得がわかるもの 2 か年分（「令和 5 年分の所得証明書」及び、「令和 6 年分の所得証明書」等）

申込期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 令和 7 年 6 月 20 日（金）必着

申込受付・問い合わせ先

〒708-1323 岡山県勝田郡奈義町豊沢 327-1（文化センター内）
奈義町教育委員会 学事課 電話（0868）36-4195

所得制限基準

次のとおり世帯全員による所得制限があります。

世帯人数	所得金額
2人世帯	3,360,000 円
3人世帯	4,032,000 円
4人世帯	4,704,000 円
5人世帯	5,376,000 円
6人世帯	5,824,000 円
6人を超える場合1人につき450,000円を加算	

※同一世帯内でも生計を別としているなどの場合はご相談ください。

8. 採用決定及び通知

○奨学生の採用は、奈義町育英金審査委員会の選考を経て町長が決定します。

○採用又は不採用については、申請者に通知します。

9. 連帯保証人

採用が決定し、貸与を受ける際には、連帯保証人2名（父母等1名、本人・父母等と世帯を別にし、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる者1名）が必要です。

10. 育英金の返還

貸与終了年度から1年据え置き後、貸与期間の3倍の期間内に返還の義務が生じます。

例）4年制大学で4年間、月額50,000円貸し付けた場合

卒業●				●返済開始												●返済終了	
1年次	2年次	3年次	4年次	据置	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
60	60	60	60		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
240万円					240万円												

卒業後、1年据え置き後返済が始まります。（12年間）

返済金額は年間20万円、月々16,600円（初月のみ17,400円）となります。

育英金は、後輩の育英金として直ちに活用される重要なものです。

育英金の貸与終了に当たって「借用証書兼返済契約書」を提出いただきます。

なお、奨学生が育英金の返還を履行しない場合、法律（民法）に基づき奨学生に代わって連帯保証人が返還を履行する責任を負うことになります。

11. 返還の免除及び猶予

○奨学生が災害、疾病、死亡等で育英金を返済することが困難な場合免除又は猶予あり。

○奨学生が大学等を卒業後、町内に居住している間、返済すべき育英金の返済を免除します（その他要件あり）。